

ねんきんコーナー

① 国民年金保険料の追納制度をご存じですか

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

【令和6年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
平成27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
平成28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
平成30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
令和 元年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
令和 2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円
令和 3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和 4年度の月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和 5年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

*令和4年度、令和5年度は追納加算額はありません。 *詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
- 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

② 皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取組が必要です。経営者の皆さんには60歳を過ぎたら準備を始めましょう。

まずは、事業承継に関する公的な無料相談窓口である高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士などにご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、県の補助金や融資制度などの支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

- お問い合わせ
 - 【事業承継に関する無料相談窓口】高知県事業承継・引継ぎ支援センター ☎088-802-6002 ☎780-0870 高知市本町4-1-32(こうち勤労センター4階)
 - 【補助金・奨励給付金および融資制度について】高知県商工労働部経営支援課(事業承継・診断担当) ☎088-823-9697 ☎150401@ken.pref.kochi.lg.jp



事業承継に関する
補助金や融資制度

③ 「ムーンライトヨガ」に参加しませんか

◆日時・場所 9月18日(水) 午後7時30分～午後8時30分 佐賀町民館前海岸予定

◆講師 山地隆寛さん ◆参加費 無料 ◆募集人数 20名(先着順)

◆その他 ヨガマットが必要な方は、貸し出します。

※悪天候の場合は、佐賀町民館2階で行います。

- 申し込み・お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 佐賀町民館 ☎55-2108